

主な財政用語

用 語		説 明
市 税	個人市民税	均等割（3,000円）、所得割（一律6%の比例税率）
	法人市民税	均等割は、資本金等の額及び従業者の数に応じて、年額5万円から300万円までの9段階に区分して課税 法人税割は、法人税額を課税標準として課税（標準税率6.0%）
	固定資産税	土地、家屋及び償却資産について、価格（評価額）に基づいて課税（税率1.4%）
	国有資産等所在市町村 交付金	国及び県の固定資産のうち、所在市町村と受益関係が課税客体とされる固定資産と同様のものや、その固定資産が広大な面積を有し、税財政上の影響が少ないものについて、固定資産税に相当する額を交付
	軽自動車税 ※R7年度までは種別割	軽自動車、バイク等について、目的及び排気量に応じて課税（1台当たりの単価課税） ※軽自動車は年数を加味するとともに燃費基準の移行を円滑に進めるため、一定の環境性能を有する新規取得車に軽課の措置（グリーン化特例）あり
	たばこ税	たばこ製造業者等が小売販売業者に売渡したたばこに対し、1,000本あたり6,552円を課税（日本たばこ産業等より申告納付）
	入湯税 ※目的税	観光振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客（入湯料が1,000円未満の施設の日帰り入湯者、12歳未満の者などを除く）に課せられる税金（入湯税 1人1日/150円）
	旧法による税	環境性能割 ※R8.3.31廃止
地方揮発油譲与税		ガソリンに課す税として地方揮発油税を国が徴収し、42/100の額を市町村道の延長及び面積により按分し県を通じて市町村に譲与（H21より一般財源化）
自動車重量譲与税		自動車重量税法に基づき検査時に国税として徴収し、407/1,000の額を市町村道の延長及び面積により按分し県を通じて市町村に譲与（H21より一般財源化）
森林環境譲与税		森林環境税として個人住民税均等割と併せて徴収し、私有林人工林面積（5.5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（2.5/10）により按分し県を通じて市町村に譲与
利子割交付金		預貯金等に伴い生じる利子に対する課税（国税15.315%、県税5%） 県の収入額のうち、個人に係る利子割額の59.4%が県内の市町に対し交付

用語	説明
配当割交付金	株式等の配当金に対し源泉徴収により課税（国税15.315%、県税5%） 県の収入額から徴税費相当額（1%）を控除した額の3/5の額を市町へ交付
株式等譲渡所得割交付金	H16より株式等の譲渡所得に対し源泉徴収により課税（国税15.315%、県税5%） 県の収入額から徴税費相当額（1%）を控除した額の3/5の額を市町の個人県民税払込額で按分交付
法人事業税交付金	地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分を補てんするため、県法人事業税の7.7%を市町の従業者数に応じて交付
地方消費税交付金	7.8%は消費税（国）、2.2%は地方消費税として計10%を一括して国が徴収し、清算基準により都道府県に配分された地方消費税の1/2に相当する額について、10/22の額を人口と従業者数1：1で按分、12/22の額は人口のみで按分して社会保障施策分として市町に交付
ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税の収入額のうち7/10に相当する額を、ゴルフ場利用税交付金として、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場が所在する市町村に交付
環境性能割交付金 ※R8.3.31廃止	自動車取得者に対し、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて取得価格の0～3%を県が徴収 徴収額×95%（5%は県の事務費）×43%を市町村道の延長、面積等により按分し県が交付 ※令和8年度以降は、滞納繰越分等の収入のみとなる
地方特例交付金	【個人住民税減収補填特例交付金】 個人住民税の住宅ローン減税に伴う減収を補てんするために交付 【自動車税減収補填特例交付金】 ※R8～ 自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収を補てんするために交付 各都道府県の自動車税の環境性能割の減収見込額、一般国道等及び市町村道の延長及び面積に応じて按分 【軽自動車税減収補填特例交付金】 ※R8～ 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収を補てんするために交付 【地方揮発油譲与税減収補填特例交付金】 ※R8～ 当分の間税率（暫定税率）の廃止に伴う地方揮発油譲与税の減収を補てんするために交付
地方交付税	国税5税の一定割合（所得税の33.1%、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%）の額を普通交付税94%、特別交付税6%の割合で地方公共団体に配分
普通交付税	基準財政需要額が基準財政収入額（標準的な財政収入）を超える団体に対して交付 ※「基準財政需要額」と「基準財政収入額」は、別欄を参照
特別交付税	基準財政需要額では捕捉されない特別の財政需要（個別事情、災害、除排雪等）に対して交付

用語	説明
交通安全対策特別交付金	交通違反反則金を地方公共団体の区域内における人口集中地区人口、交通事故発生件数及び改良済道路の延長を配分指標として、それぞれ1：2：1の割合で県を通じて交付
臨時財政対策債	国が交付する地方交付税の財源不足分を地方財政法第5条の特例債として許可された地方債 ※後年度の償還費について全額基準財政需要額に算入される
義務的経費	義務的、非弾力的性格が強い経費（人件費、扶助費、公債費）
投資的経費	資本形成のための経費（普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費）
経常的経費	毎年度、継続的、固定的に支出される経費（義務的経費、維持補修費、補助費等）
経常収支比率	歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当した一般財源の経常的な収入とされる一般財源総額に対する割合
標準財政規模	地方公共団体の一般財源の規模を示したもの（税収＋譲与税等＋普通交付税） 健全化4指標の算出の際には、上記に臨時財政対策債を含めた額を用いる
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために一般財源をもって賄うべき財政需要を一定の合理的な方法により算定した額
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、通常標準的に徴収が見込まれる地方税収入等を一定の方法によって算定した額 ※基本的に税等はその75%が算入されるが、税源移譲分や消費税率引上げにかかる交付金増額分などについては100%算入となる
財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額
実質収支	歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた当該年度の収支額
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合
実質公債費比率	標準財政規模に対する公債費等の割合（早期健全化基準：25%、財政再生基準：35%）
将来負担比率	標準財政規模に対する地方債等将来負担額の割合（早期健全化基準：350%）
ラスパイレス指数	職種別、学歴別、経験年数別の平均給料月額を国家公務員のその額と比較した指数